

障害者と雇用

2014/12 No.447

# 働く広場



「黙々と箱折製作」愛媛県・高市和久さん

特集

## 障害者雇用における キャリアアップの取組み

編集委員が行く

薬正堂・桜山荘・沖縄教育出版（沖縄県）

職場ルポ

株式会社エルアイ武田（大阪府）

12月号



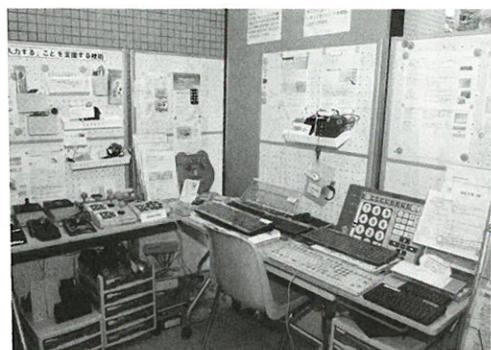
独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構

誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」を目指しています

## 障害者のための情報バリアフリー化事情 Vol.1

# 障害者雇用の課題解決に役立つ 進化するITツール・関連アプリ

IT（情報技術）の進化によって、社会全体の仕組みや働き方は、大きく変化しました。ITは現代社会にとって欠かすことのできないインフラであり、社会参加の手段となっています。障害者の働く機会や、能力を発揮できる場も、こうしたITを活用した支援機器で次々と広がっています。このコーナーでは、日々進化するIT支援機器の最新事情を中心に、支援機器の開発や紹介に携わる専門家の方にお話をうかがいます。



展示を見るだけなら予約がなくてもOK

東京都障害者IT地域支援センターでは、都内在住の当事者、その家族、支援者、雇用する企業の担当者などを対象としてIT支援機器に関する相談業務を行っています。200点ほどの展示があるので、事前にホームページで確認して予約すれば、支援機器のコンディネートや体験実習を受けることができます。

## 東京都障害者IT地域支援センター 障害者仕事に合わせた体験実習も

ITを活用した支援機器は、障害を持つ人の日常生活を便利で快適にし、就労にも役立っています。しかし、「どんな機器があるのか、何をどう活用すればよいのか」と迷う人も多く見られます。こうした人のために全国の各地域で、IT支援機器についての相談事業が行われています。

## 「今日、なかつた」アプリが 明日はある」という時代

2004（平成16）年、開所当時の同センターではパソコンに関する相談がほとんどでしたが、2012年頃から、スマートフォンやタブレットといった新しい情報端末の使い方や機能についての相談が増え始め、現在は過半数を占めています。「障害のある方にとても便利なアプリが次々に開発され、日々進化している状況です。若い世代はこうした端末を身近に感じているせいか、情報入手も早く、すぐに取り入れてどんどん活用されています。それでも、パソコンに向かって話すと文字になるソフトや、キーボードを押すとキーの文字を読み上げる支援機器などがコミュニケーションツールとして使われていましたが、多くが特殊な道具であり、場合によつては大変高額なもの

です。一方で、スマートフォンやタブレットで利用されるアプリを活用して会議に参加できるようになつた聴覚障害の方や、画面の拡大機能で情報検索業務をできるようになつた弱視の方のケースなど、その方の本来の力を引き出す道具として就労面でも活用が始まっているところです。障害のある方にとつては健常者が感じている便利さ以上に革新的なツールなのです」と堀込さんは語ってくれました。IT支援機器の進化は加速し、障害者が能力を発揮することに大いに役立つと期待されます。

「IT支援機器の活用」を含む個別の職場環境の整備で就労の可能性は大きく広がっています。



「押すと文字を読み上げるキーボードなど、現在はこれらの機能をスマートフォンにアプリとして入れることができる」と、東京都障害者IT地域支援センター 堀込真理子事務局長

# 職場で使つて試せる就労支援機器の貸出し

## 中央障害者雇用情報センター

当機構の中央障害者雇用情報センターでは、就労支援機器の相談やアドバイス、貸出を行っています。機器の展示も行っていますので、機器の試用や相談に訪れる方もいます。「就労支援機器を借りる最大のメリットは、実際の職場環境で使って試せるということです。Aの使い勝手が悪かったら、Bを使ってみる、それも使いにくかったら、Cに変更するということが可能ですから、自分の仕事と職場環境に最適なツールを試して探すことができます」（同センター正田勇一さん）。例えば、「家で使っている拡大読書器と同タイプを職場に導入してみたが、デスクが狭くて使えなかつた」、「画面読み上げソフトを入れたが、職場で使つていてるデータに対応していなかつた」といったケースがあります。また、聴覚障害者向けの支援機器で、「話した言葉が、パソコンの画面に文字として表示されるソフト」があります。しかし、これなどは職場の方が、実際に使つてみないと、勝手がわかりません。このように、就労支援機器の導入にあたつては、そういう問題が起ころがちです。障害のある方が自宅では使いやすいと感じている支援機器が、用途や環境が違うために職場では使いづらいということが多く、導入前の相談や試用で、そうしたトラブルを回避することができます。



中央障害者雇用情報センターの障害者雇用エキスパート  
正田勇一さん

## 就労支援機器いろいろ～就労支援機器等普及啓発事業～

就労支援機器には、視覚障害者向け、聴覚障害者向け、肢体不自由・知的障害・発達障害向けのものがあります。貸出しが多いのは拡大読書器、画面読み上げソフト、画面拡大ソフトなどの視覚障害者向けの支援機器です。

### ■貸出し期間

原則として6ヶ月以内

※実習やトライアル雇用でも利用できる

### ■対象となる事業主

障害者を雇用している、

または雇用しようとしている事業主

### ■貸出しの流れ

以下の流れで行っています

#### 申請書の提出

申請書に記入しメールまたは郵送で提出してください

申請先メール kiki@jeed.or.jp

郵送 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

(障害者職業総合センター内) 雇用開発推進部雇用開発課

#### 貸出しの決定

決定内容を通知し、機器を配達します

※複数の機器を同時に貸出することができます

※台数に限りがあるためご希望に添えない場合があります

#### 貸出しの終了・回収

機構契約業者が回収に伺います

#### 無料で借りられる 就労支援機器



就労支援ソフトは、インストールしたパソコンを貸出す



拡大読書器。テープルが動くタイプ（上）と読み取りカメラが動くタイプ（下）



就労支援機器についての詳しい情報は <http://www.kiki.jeed.or.jp/>